

令和2年4月13日

居宅介護支援 あいあい ご利用者様 ご家族様へ

緊急事態宣言発令に伴うお知らせとお願いについて

日ごろより、「あいあい」をご利用いただきましてありがとうございます。

ご存知の通り、4月7日埼玉県を含む7都府県に新型コロナウイルスの感染者急増を受けた緊急事態宣言が発令され、外出の自粛や施設の休業などが行われます。例外として生活維持に必要な事業は継続が求められ、きらり姫宮の「グループホーム喜楽里」「デイサービス喜楽里」及び「ヘルパーステーションあいあい」も職員の感染予防を徹底したうえでサービスを行っています。

さて、「居宅介護支援あいあい」につきましては、宮代町健康介護課長より対応方針の通知があり、緊急事態宣言が解除されるまでの間、モニタリングのための訪問については電話やFAXなどにて実施することが可能となりました。(令和2年4月8日)

町としての対応方針に従い、毎月の訪問を電話にて実施させていただきたく、よろしく願いいたします。なお、必要に応じて感染防止を徹底し、訪問いたしますのでご一報いただければ幸いです。

きらり姫宮は、ご利用者様の「安心・安全・尊厳」をモットーにしています。ご協力を何卒お願いいたします。

問い合わせ： 居宅介護支援あいあい 0480-36-2173
きらりびとみやしろ事務局 0480-33-3868

認定特定非営利活動法人 きらりびとみやしろ

理事長 島村孝一